

福井県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から令和7年2月25日付けの監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和7年5月13日

福井県監査委員	山本 建
同	松崎 雄城
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

監査対象機関 (監査対象団体)	未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 (京福バス株式会社)
監査の結果	補助金について、適正な検査をしていなかったため、10,000円を過大に交付していた。
措置の内容	過大交付判明後すぐに返納処理を行った。また、全職員が補助金についての会計事務動画研修を受講し、補助金交付要綱や補助金交付事務マニュアルに基づき適正に検査するよう周知徹底した。

監査対象機関 (監査対象団体)	交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課 (一般社団法人福井県クレ射撃協会)
監査の結果	指定管理者に管理を行わせている福井県立クレ射撃場の利用料金について、条例で定める限度額を超えて設定されていることに気付かずに承認していた。
措置の内容	事業計画書等の承認時には複数人で条例との整合性等を精査・確認するとともに、定期的なモニタリングを行いチェック体制を強化していく。 また、指定管理者には利用料金の設定を含めた適切な事務の執行を求めた。

監査対象機関 (監査対象団体)	健康福祉部長寿福祉課 (有限会社あんしん村グループ)
監査の結果	補助金について、申請額の誤りに気付かず、20,000円を過大に交付していた。
措置の内容	当該補助金は、介護サービスごとに上限額が定められており、上限額を超えて補助を行う場合には事前に国の承認が必要となる。本件においては、複数の介護サービスの経費をまとめて交付申請が行われ、それに基づき介護サービスごとに承認を受けて総額で交付決定を行った。その後、実績報告において国の承認を受けた額より20,000円多くなっているサービスがあったが、総額は交付決定額を満たしていたため、当初の交付決定額の支払いを行った。変更後の承認については、事後に国へ説明し追加承認を受けたため、返還が必要なものではない。 今後は、複数で確認する体制を徹底する。

<p>監査対象機関 (監査対象団体)</p>	<p>健康福祉部児童家庭課 (ふくい福祉事業団・丹青社福井県児童科学館運営共同事業体)</p>
<p>監査の結果</p>	<p>補助金について、適正な検査をしていなかったため、400円を過大に交付していた。</p>
<p>措置の内容</p>	<p>補助金実施要綱の記載誤りが原因であるため、補助金実施要綱および交付事務マニュアル等を作成する際は、記載誤りがないよう十分に確認する。併せて、実績報告書の複数人による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>